



條 例

鳥取縣條例第八號

昭和二十二年七月鳥取縣條例第二十號鳥取縣稅賦課徵收條例の一部を次のように改める。

昭和二十三年三月三十一日

鳥取縣知事 西 尾 燮 治

鳥取縣稅賦課徵收條例中改正條例

第十二條第一項に次の但書を加える。

但し營業稅審査委員會閉會後新たに純益金額の決定を要するとき又は既に決定した純益金額に錯誤のあることが明らかなる場合は、營業權審査委員會の調査を経ずして知事又は地方事務所長がこれを決定することができる。

第二十一條第二項を次のように改める。

昭和二十三年三月三十一日

水 曜 日

本書ノ六ノ八ノ規定規格A列5

知事又は地方事務所長は、前項の通知により更に調査して課稅標準を認定したとき、又は第十二條の規定により純益金額を決定したときは、その納稅義務者にこれを通知しなければならない。

同條第四項中「第一項」の下に「及び第十二條」を加える。

第三十七條第一項第一號中「十五錢」を「二十錢」に改め、同項第二號を次のように改める。

二 縣稅の徵收金について

納期限後十日までに拂込んだもの

市 徵收金額の千分の二十八

町 同 千分の三十

村 同 千分の三十五

納期限後十日以後に拂込んだもの

市 徵收金額の千分の十八

町 同 千分の二十  
 村 同 千分の二十五

同條第二項中「百分の三」を「百分の五」に改める。  
 第四十條中「三圓」を「五圓」に改める。  
 別表中船舶税の項中「七圓」を「三十圓」に、「五圓」を「二十圓」に改め、自動車税の項を別表の通りに改め、軌道税の項中「一圓」を「三圓」に改め、電柱税の項中「十二圓」を「十六圓」に「六圓」を「八圓」に「七圓二十錢」を「九圓」に「三圓六十錢」を「五圓」に「十八圓」を「二十三圓」に「十圓八十錢」を「十四圓」に「三十六圓」を「四十七圓」に改め、漁業權税の項中「百分の十五」を「百分の四十五」に「一圓二十錢」を「五圓」に「六十圓」を「百八十圓」に「四十五圓」を「百三十五圓」に「百五圓」を「三百十五圓」に「六十圓」を「百八十圓」に改め、守獵者税の項中「三百圓」を「千二百圓」に「二百圓」を「六百圓」に「百圓」を「二百五十圓」に改め、入湯税の項中「一圓」を「三圓」に改める。

自動車取得価格の千分の二十五	普通自動車	客車	貨物車	特殊自動車	小型自動車	その他
	家用 一輛につき 五千人まで 營業用 五人乗以上 六人乗以上 八人乗以上 十人乗以上 十四人乗以上 一人を 増す 毎 千 圓 を 加 える	家用 一輛につき 四千八百圓 營業用 一人につき 四百圓 以上 一人を 増す 毎 千 圓 を 加 える	家用 一輛につき 四千八百圓 營業用 一人につき 四百圓 以上 一人を 増す 毎 千 圓 を 加 える	家用 一輛につき 四千八百圓 營業用 一人につき 四百圓 以上 一人を 増す 毎 千 圓 を 加 える	一輛につき 千二百圓	一輛につき 六百圓
昭和二十三年三月三十一日 鳥取縣知事 西 尾 愛 治	附則 この條列は昭和二十三年度分からこれを適用する。					

鳥取縣條例第九號

昭和二十一年十月鳥取縣條例第十六號鳥取縣縣民稅賦課徵收條例の一部を次のように改める。  
 昭和二十三年三月三十一日  
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣縣民稅賦課徵收條例中改正條例

第四條中「百二十圓」を「二百四十圓」に改める  
 第十二條第三項中「算定期日」を「前年度縣民稅の賦課期日」に改める。  
 第十四條中「三萬圓」を「三萬六千圓」に「三千五百圓」を「七千圓」に「八千圓」を「一萬三千四百圓」に「一萬二千二百圓」を「一萬七千七百圓」に「一萬五千八百圓」を「二萬一千六百圓」に「二萬一千三百圓」を「二萬七千三百圓」に改める。

第十六條 市町村において賦課した縣民稅の當該年度における徵收金額が當該市町村に對する縣民稅の配當額の百分の九十八を超えるときは徵收額の百分の二を當該市町村に交付する。

鳥取縣條例第十號

昭和二十二年四月鳥取縣條例第九號鳥取縣遊興稅賦課徵收條例の一部を次のように改める。  
 昭和二十三年三月三十一日  
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣遊興稅賦課徵收條例中改正條例

第十九條「百分の三」を「百分の五」に改める。  
 附則  
 この條例は昭和二十三年度分からこれを適用する。

鳥取縣條例第十一號

昭和十九年四月鳥取縣條例第二號鳥取縣稅目的稅都市計畫稅賦課率條例の一部を次のように改める。  
 昭和二十三年三月三十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治  
鳥取縣稅務的稅都市計畫稅賦課率條例中改正條例  
第一條中「一錢四厘」を「四錢」に改める。

附 則

この條例は昭和二十三年度分からこれを適用する。

◇鳥取縣條例第十二號

稅務特別手當支給條例を次のように定める。

昭和二十三年三月三十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

稅務特別手當支給條例

縣稅事務に従事する縣吏員、囑託員及び雇員が縣稅の調査、検査若しくは滯納處分事務又はその補助事務のため出張した場合には、昭和二十二年法律第六十八號の例により稅務特別手當を支給する。  
前項の稅務特別手當の支給に關し必要な事項は、知事がこれを定める。

附 則

この條例は昭和二十三年四月一日からこれを施行する。

◇鳥取縣條例第十三號

昭和二十二年六月鳥取縣條例第十八號縣會議員等給與條例の一部を次のように改める。

昭和二十三年三月三十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

縣會議員等給與條例中改正條例

第五條第一項の次に次の一項を挿入する。  
前項但書の規定の適用については鐵道賃、船賃はこれを除く。

第五條の三 縣會議員が會議のため招集に應じ滯在する場合には、滯在中その日數に應じ滯在費を支給する。滯在費は日額二百圓以内としその支給方法は別にこれを定める。

附 則

この條例は第五條第二項については昭和二十三年二月十日から、第五條の三については昭和二十二年五月三日からこれを適用する。

◇鳥取縣條例第十四號

鳥取縣知事 西 尾 愛 治  
鳥取縣公報 號 外 昭和二十三年三月三十一日 (第三種郵便物認可) 五

縣有財産の取得管理及び處分に關する條例

第一條 縣有財産の取得、管理及び處分に關しては法令に特別の定めがあるものを除く外この條例の定めるところによる。

第二條 不動産又は船舶等に關する權利を取得したときは直ちにその登記をしなければならぬ。  
登録を要する權利を取得したときはその登録についても同じ。

第三條 現金は郵便官署及び確實なる銀行に預入れ若しくは確實なる有價證券に替えて保管し又は利息を附して縣内の公共團體に貸付けることができる。  
有價證券は確實なる銀行に保護預となすことができる。

第四條 財産の貸付は左に掲げる期間を超えることができない。

- 一、植樹を目的として土地又は建物以外の土地の定着物に貸付ける場合は五十年
  - 二、前號の場合を除く外土地又は建物以外の土地の定着物を貸付ける場合は十年
  - 三、建物その他の物件を貸付ける場合は五年
- 貸付期間はこれを更新することができる。この場合においては更新の時から前項の期間を超えることができる。

第五條 財産の貸付に對しは相當の貸付料を徴収する。但し國又は公共團體に公用又は公共用に供するため、貸付する場合又は議會の同意を得たる場合は貸付料を徴收しないことがある。

第六條 財産の貸付料はこれを前納させなければならぬ。但し貸付期間一年以上に渉るものについては毎年知事の定めの日日にこれを納付させることができる。

第七條 財産の貸付については使用目的、貸付期間、貸付料及び貸付料納付の時期並にその方法の外左に掲げる事項を契約しなければならない。但し財産の性質を

他の事情により知事はその一部を省略することができる。

一、貸付期間中であつても公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき又は縣の都合により必要を認めるときは何時でも契約を解除することができること。

二、前號の場合において借受人はこれによつて生じた損害について賠償を求めることができないこと及びこの場合縣は既納の貸付料金を月割又は日割計算をもつて還付すること。

三、借受人知事の許可を受けないで目的外の用途に使用し若しくは他人に轉貸したとき並びに故意若しくは過失により毀損又は荒廢に至らしめ、その他契約に反する行爲のあつたときは何時でも契約を解除することができること。

四、原状を變更したときは返還の際借受人において原状に復すること。

五、維持修繕その他の費用に關すること。

六、その他必要と認める事項。

第八條 財産の貸付に對し知事において必要を認めるときは相當の擔保を提出させることができる。

第九條 知事は財産臺帳を調製し左の事項を記載しなければならぬ。但し財産によつてはこれが記載を省略することができる。

一、種類

二、所在地及び所屬

三、數量

四、價格

五、得喪變更の年月日及び事由

六、その他必要なる事項

第十條 財産臺帳に登録する價格は毎年時價によりこれを改訂する。但し新に購入したるものは購入價格、交換したるものは交換當時における評定價格、收容に係るものは補償金、その他のものについては取得當時における評定價格による。

第十一條 財産は公益上必要ある場合は議會の同意を経

てこれを出資することができる。

第十二條 財産は左に掲げる場合に限りこれを讓與することができる。

一、公用又は公共用に供するため國、公共団体に讓與するとき。

二、公用又は公共用財産の用途に代る他の施設を公共団体又は私人においてなしたためその用途を廢止した場合においてもその施設をなした者に讓與するとき。

但し財産の見込價格がその施設に要した費用の額を超過するときは、その超過額に相當する部分についてはこの限りでない。

三、公用又は公共用財産の用途を廢止した場合においてこれをその寄附者に讓與するとき。

四、國有財産法に基き讓與を受ける財産にして、特別の事情ある場合においてこれを縁故者に讓與するとき。

第三條 公用又は公共用財産はその用途を廢止しない

場合は、これを處分することができない。

第十四條 公用又は公共用以外の土地又は土地の定着物  
は國、公共団体又は私人において公用又は公共用若しくは公益事業に供するため必要のあるときは、これを土地又は土地の定着物と交換することができる。

縣において施行する事業のため必要があるときは、公用又は公共用以外の土地及び土地の定着物はこれをその事業のため必要とする他の土地又は土地の定着物と交換することができる。

前二項の交換をなす場合において、その價格が均しくないとときは、金錢をもつて補足しなければならぬ。

第十五條 財産はその取得、管理及び處分に關係のある職員に對してこれを賣却、讓與又は交換することができる。

第十六條 財産の賣却、讓與又は交換をなす場合においては、その用途並びにこれをその用途に供する始期及期間を知事において指定することかできる。  
前項の用途始期及び期間を指定して縣有財産の賣却、

譲與又は交換をなした場合においてその指定した始期及び期間内にこれをその用途に供せず、又はこれを用途に供した後指定期間にその用途を廢したときはその契約を解除することができる。

第十七條 財産の交換、處分及び貸付をなす場合においてその財産の見積価格十萬圓以上のものについては議會の同意を経なければならぬ。

第十八條 この條例に定めるもの、外必要な事項は知事の定めるところによる。

附 則

この條例は公布の日からこれを施行する。

昭和十九年三月鳥取縣令第九號「縣有財産の取得管理及處分に關する規則」はこれを廢止する。

この條例施行の際現に契約中のものについてはなお従前の規定による。

鳥取縣條例第十五號

鳥取縣旅費支給條例を次のように定める。

昭和二十三年三月三十一日

鳥取縣旅費支給條例

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第一條 吏員(副知事、出納長及び副出納長を除く)その他の者が公務によつて旅行するときは別に定めるものを除く外この條例により旅費を支給する。

第二條 普通旅費は別表第一號表に定める額を支給する。

第三條 土木出張所、河川改良事務所、港灣修築事務所、農業水利改良事務所、開拓關係の事務所在勤者及地方滞在林業技術員がその所轄區域内を巡回するときは別表第二號表の月額旅費を支給する。

前項の月額旅費は一箇月の巡回日數二十日以上るときは全額とし、二十日未満のときは月額に巡回日數を乗じて二十日をもつて除した額とする。

第四條 月額旅費の支給を受けるときは普通旅費によつて出張したとき若しくは月の中途において月額旅費を受けるようになったとき又は受けられないようになったときはその日數に應じて日割をもつて月額旅費を減額する。

第五條 月額旅費を受ける者月の中途においてその額が異なるようになったときは出張日數に應じて按分して支給する。

第六條 縣用の試験船、監視船又はその他の船舶に乗組み出動するときは五時間未満の乗船及び臨時備入れの船員には旅費を支給しない。

第七條 各種調査會(調査會、委員會、審査會、協議會その他これに準ずるものをいう)の職員には次の區分によつて旅費を支給する。但し左記四號に該當する者には鐵道百軒未満、水路五十軒未満又は陸路二十五軒未満並びに居住地内の出張にあつても日當の全額を支給することが出来る。

一、官公吏にはその官職相當の額  
二、幹事及書記又はこれに準ずる者には二級吏員に支給する額  
三、雇、傭人及びこれに準ずるものにはその相當額  
四、前三號に該當しない者には二級吏員に支給する額

第八條 豫算經理の都合によりこの條例による旅費額を

支給することができないときは知事又は廳長においてその定額を減じ又は旅費の全部若しくは一部を支給しないことができる。

第九條 この條例に定めたもの、外旅費の支給については内國旅費規則、内國旅費規則施行細則及び内務省所管内國旅費規則を適用する。

附 則

この條例は昭和二十三年三月一日以降の旅行からこれを適用する。但し第二條に定める普通旅費(別表第一號表備考の増額規定を除く)については昭和二十二年七月七日から、第三條に定める月額旅費については昭和二十三年一月一日からこれを適用する。

第一號表 普通旅費

區 分	普通旅費	
	車馬賃 一軒に 一日につき	宿・油料 一夜につき 食卓料 一夜につき
一級吏員及びこの條例によつて相當額を受ける者	圓四十圓	二百圓
二級吏員同	圓四十圓	二百圓
三級吏員同	圓四十圓	二百圓
雇員及びこれに準ずる者	圓四十圓	二百圓
傭人同	圓四十圓	二百圓

備考

一、部長及びこれに準ずる者並びに各種調査會(調査會、委員會、審査會、協議會その他これに準ずるものをいう)の委員には四割、本廳の課長及びこれに準ずる者には二割の範圍内において前記定額を増額支給することができる。

二、前記中部長並びに課長に準ずる者及びその他増額を必要とする特別の職務に在る者については知事においてこれを定める。

第二號表

土木出張所、河川改良事務所、港湾修築事務所、農業水利改良事業出張所、開拓關係事務所及び地方滞在林業技術員月額旅費

區分	月額
所長	六〇〇圓
二級吏員及三級吏員	五〇〇圓
河川管理員を命ぜられた三級吏員	五〇〇圓
雇、土木雇、耕地雇及び林業助手	四五〇圓

鳥取縣條例第十六號

醫藥部外品發賣免許手数料その他手数料徴收條例を次のように定める。

昭和二十三年三月三十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

醫藥部外品發賣免許手数料その他手数料徴收條例  
 第一條 醫藥部外品發賣免許手数料その他手数料を次のように定める。

- 一、醫藥部外品發賣免許手数料 一品につき 百圓
- 一、醫藥部外品變更免許手数料 一品につき 三十圓
- 一、醫藥部外品發賣免許鑑札名義書換及再度手数料 一回につき 十五圓
- 一、毒物、劇物營業者試験手数料一回につき 五十圓
- 一、輸出獸肉罐詰その他輸出獸肉製品検査手数料 一回につき 百圓
- 一、輸出獸肉罐詰その他輸出獸肉製品検査證明手数料並びに検査票を貼付すべき容器證明書 一枚につき 三十圓

一、屠畜検査手数料

容器一個に付き	五圓
成牛一頭に付き	百圓
馬同	百圓
犢同	五十圓
羊同	三十圓
豚同	五十圓

第二條 前條の規定による手数料はこれを願書に添えて納付しなければならない。

第三條 この條例によつて納付した手数料は如何なる理由があつても返還しない。

附 則

この條例は昭和二十三年四月一日からこれを施行する。大正十二年鳥取縣令第十二號屠畜検査手数料額はこれを廢止する。

鳥取縣條例第十七號

鳥取縣衛生試験條例を次のように定める。

昭和二十三年三月三十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣衛生試験條例

第一條 衛生に關する検査、試験、分析、鑑定等(以下試験という)はこの條例の定むるところによつて行ふ。

第二條 第一條の試験を依託しようとするものは手数料を納付しなければならない。

第三條 この條例の規定によつて徴收する手数料の金額は別表によるの外社會保險診療報酬点数表の検査料にもとずいて算定した金額の八割以内とし現金をもつて前納しなければならない。但し次の各號に該當するものは手数料を徴收しない。

- 一、法令の規定によつて試験を行うとき
  - 二、公衆衛生上必要があると認めるとき
- 前項によつて納付した金額は如何なる理由があつても返還しない。

第四條 依託によつて試験を行つたもので醫藥用に適すると認めるときは依託人の申出によつて第一號様式による検査證紙を貼付することができる。

第五條 試験を依託しようとするものは別表區分による

現品に手數料を添え第二號様式によつて提出しなければならぬ。  
 検査證紙の貼付を要するものについては豫めその旨を申し出なければならぬ。

第六條 試験のため特に技術員の派遣を要するものについては鳥取縣旅費支給規則による旅費並びに試験器具の運搬に要したる實費を負担しなければならぬ。

第七條 試験のため物品を提出する場合は次の方法によらなければならぬ。

- 一、液状又は顯り易い物品は清潔な硝子罎又は磁製器におさめ密封する
- 二、前號以外の固形物は破損せざるよう清潔な容器におさめ密封する
- 三、容器には品名及び試験依頼人の住所氏名を記した名札又は木札を附する

第八條 試験のため提出した物品で必要があるときは更に提出を求めることができる。

第九條 試験のため提出した物品は依託に應じない場合

の外はこれを返還しない。但し高價品であつて再び使用するこののできるものはこの限りでない。  
 前項の規定にかゝらず減失又は毀損した場合においても賠償の責には任じない。

第十條 試験が終つたときはその成績を依頼人に告知するものとする。

第十一條 この條例によつて試験を行つた物品について揭示、印刷物その他の報告又はその容器、包紙等に縣の保證、證明若しくは試験済その他これに類する表示をしてはいけぬ。

但し交付した試験成績書の全文を記載するのはこの限りでない。

第十二條 前條の規定に違反したものは二千圓以下の料りに處する。

附 則

この條例は昭和二十三年四月一日からこれを施行する。  
 大正十一年鳥取縣令第四十三號衛生試験規程はこれを廢止する。

別表	衛生試験手數料その他
品名	試験目的 供試量 手數料
水	飲料適否 一リットル 十五圓
同	水質試験 二リットル三十圓乃至六十圓
氷雪	食用適否 四キログラム 三十圓
同	定量分析 十リットル 七百圓
鑛泉	定性分析 五リットル 百五十圓
同	放射ウム放 射能判定 二百圓
同	醫治効能判定 七十圓
同	温度 十五圓
清涼飲料水	分析 其の都度定む
同	脂肪比重檢定 四デシリットル 二十圓
同	定量分析 一リットル 二百圓
乳製品	異狀成分含否検査 同 三十圓
同	定量分析 四百グラム 二百圓
酒類	異狀成分含否検査 一リットル以上 三十圓乃至六十圓
同	定量分析 二リットル以上 五十圓同百五十圓

品名	分析	其の都度定む
醬油	同	五十圓同二百圓
食酢	同	五十圓同二百圓
味噌	同	五十圓同二百圓
各種飲食物	同	五十圓同二百圓
飲食物用器具害否檢定	同	二個以上 三十圓
鑛錫原料及半田錫	同	五十グラム以上 四十圓
着色料	同	四十圓
化粧品	同	四十圓
玩具	同	七十圓
石鹼	定量分析	二個以上 百五十圓
醫療用藥品	鑑定	其の都度定む
醫療用外藥品	同	五十圓乃至百五十圓
第一號様式雛形(青色)	同	五十圓同百五十圓

鳥取縣衛生試驗所封緘之證

TOTTORIKEN  
 HYGIENIC  
 LABORATORY

第二號様式

試験依託書

住所

職業氏名

一、受験品名

一、試験の目的

一、製造又は採取の日時及び場所

製造者（外國品にあつては引取人）住所氏名

一、製造方法

一、使用の目的

一、藥品數量、番號及小分豫定容器數量

右物品及び手数料金何程を添え試験を依託する。

昭和 年 月 日

右 氏 名

鳥取縣衛生部長殿

◇鳥取縣條例第十八號

鳥取縣立保健所並びに性病診療所使用料條例を次のように定める

昭和二十三年三月三十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣立保健所並びに性病診療所使用料條例

第一條 鳥取縣立保健所並びに性病診療所において醫療健康診斷若しくは文書の交付を受けようとするものは、この條例の定めるところによつて使用料を納付しなければならぬ。但し知事が別に定めるときはその使用料を減免することができる。

第二條 この條例の規定によつて納付する使用料の金額は次によるの外社會保險診療報酬点数表にもとずいて算定した料金の八割以内において知事がこれを定める

文書料 一枚に付き 四十圓以内

エツクス線寫眞間接 一人に付き 二十圓以内

第三條 この條例の規定による使用料は現金をもつて前納するものとし、納付した使用料は如何なる理由があつてもこれを返還しない。

附 則

この條例は昭和二十三年二月一日からこれを適用する

昭和十三年鳥取縣條例第六十五號鳥取縣立保健所使用料條例並びに昭和二十二年鳥取縣條例第三十二號鳥取縣立花柳病診療所及び手数料徴收條例はこれを廢止する。

◇鳥取縣 例第十九號

鳥取縣立診療所使用料條例を次のように定める。

昭和二十三年三月三十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣立診療所使用料條例

第一條 鳥取縣立診療所において醫療、健康診斷若しくは文書の交付を受けようとするものは、この條例の定めるところによつて使用料を納付しなければならぬ。但し知事が別に定めるときは使用料を減免することができる。

第二條 この條例の規定によつて納付する使用料の金額は次によるの外社會保險診療報酬点数表にもとずいて算定した料金以内において知事がこれを定める。

文書料 一枚に付き 四十圓以内  
エツクス線寫眞間接 一人に付き 二十圓以内

第三條 この條例の規定による使用料は現金をもつて前納するものとし、納付した使用料は如何なる理由があつてもこれを返還しない。

附 則

この條例は昭和二十三年二月一日からこれを適用する。  
昭和二十三年鳥取縣條例第十五號鳥取縣立診療所使用料條例はこれを廢止する。

◇鳥取縣條例第二十號

學校教育法第四十五條及第一百五條により實施する鳥取縣新制中學校及新制高等學校通信教育入學料徴收條例を次のように定める。  
昭和二十三年三月三十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

通信教育入學料徴收條例

第一條 學校教育法第四十五條及第一百五條により實施する鳥取縣新制中學校及新制高等學校通信教育を受講する生徒に對してはこの條例により入學料を徴收する。  
第二條 入學料は貳拾圓とする。



00979

第三條 入學料の納付は三月とする。  
 第四條 納付した入學料はどんな場合でもこれを返還しなす。

附 則

第五條 この條例は昭和二十三年三月一日からこれを適用する。

鳥取縣紙検査條例第二十一號

鳥取縣紙検査條例を次のように定める。

昭和二十三年三月三十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣紙検査條例

第一條 本縣内において生産した和紙はこの條例の定めるところにより検査を受けなければ、これを授受し又は縣外に移出することはできない。但し加工紙及び次の各號の一に該当するものはこの限りではなす。

一、學術研究その他特種の目的に供するもので知事の許可を受けたもの

二、鳥取縣工業試験場において生産したもの

第二條 この條例で授受と稱するは賣買、交換、貸借、贈與、辨濟、擔保又は寄託の目的で現品の受渡をなすをいう。

第三條 検査の實施は鳥取縣製紙工業會をしてこれをなさせしめる。但し検査吏員は知事がこれを委嘱する。前項の委嘱は知事において特別の事由ありと認めるものを除く外鳥取縣製紙工業會の内申による。

第四條 検査は知事の指定した検査場所においてこれを行う。但し知事が必要ありと認めた場合は製造場倉庫、店舗その他の場所において検査をなすことができる。

第五條 検査吏員検査を行うときは第一號様式の證票を携帯しなければならない。

第六條 検査は品位及び規格についてこれを行い検査標準に達したものを合格とし達しないものを不合格とする。

前項の検査標準は別にこれを定める。

第七條 合格品には第二號様式の合格印を、不合格品には第三號様式の不合格印を一包毎に押捺しなければな

00980

らなす。

合格品で品位の低下したものは第四號様式の格落印を押捺しなければならない。

第八條 検査を受けようとするものは製品の包装單位毎に銘柄、量目、規格番號、製造者氏名又は所屬會社(組合)名を明示しなければならない。

第九條 検査を受けようとするものは第五號様式による

検査請求書を鳥取縣製紙工業會を經由して知事に提出しなければならない。

第十條 検査は日出時より日没時までの間においてこれを行う。但し特別の事由がある場合はこの限りでない。検査請求者又はその代理人は検査に立會し検査吏員の指示に従わなければならない。

前項の指示に従わないときは検査を中止することができる。

第十一條 検査済の紙であつても次の各號の一に該当するものは更に検査を受けなければこれを授受し又は縣外に移出することはできない。

一、品質形狀を損傷したもの

二、包装の破損又は改装したもの

三、検査印を毀損したもの

第十二條 検査の施行により生ずることある損害に對し縣は賠償の責に任じない。検査施行のため必要な運搬、解裝及び改装に要する勞力及び經費は検査請求者の負擔とする。

第十三條 検査吏員必要あると認めるときは工場、店舗、倉庫、事務所その他の場所に臨檢し帳簿を閲覧し製品の運搬停止若しくは保管を命じ又は關係資料の提出若しくは必要な措置を命ずることができる。

第十四條 検査吏員必要ありと認めるときは實地の製造過程において検査を施行することができる。

第十五條 検査を受けようとするものは所定の検査手数料を納付しなければならない。

前項の手数料は物價廳長官又は知事の指定若しくは認可した製造業者販賣價格の一千分の三とする。但し知事において特別の事由ありと認めた場合はこれを徴收し

00981

なすことができる。  
第一項の手数料の内三分の二に相當する金額は鳥取縣製紙工業會に交付する。  
第十六條 前條第一項の手数料はこれを前納しなければならない。

既納の手数料はこれを還付しない。  
第十七條 手数料は本縣紙検査請求證紙(以下單に證紙と稱す)を以つて納付するものとし證紙は紙検査請求書に貼付しなければならない。

第十八條 證紙は第六號様式により縣出納員の印を押捺してこれを發行する。

第十九條 證紙は鳥取縣製紙工業會に賣捌せしめる。

第二十條 賣捌人には證紙額面の金額を以つて證紙を交付する。

第二十一條 賣捌人證紙の交付を受けようとするときは第七號様式の請求書を知事に提出すると同時に前條の金額から第十五條第三項の規定による交付金相當額を差し引いて納付しなければならない。

第二十二條 賣捌人は證紙額面の金額で證紙の賣捌をしなくてはならない。  
破損又は汚損しその他効力を缺く虞があるものはこれを賣捌くことはできない。  
前項の證紙は原形を失わないものに限り引換を請求することができる。

第二十三條 證紙の取扱を廢止したとき賣捌未済となつた證紙はこれを返還することはできない。

第二十四條 賣捌人は第八號様式の受拂簿を備えて知事の請求があつたときは閱覽に供しなくてはならない。

第二十五條 次の各號の一に該當するものに對し一年以下の懲役若しくは禁錮 五万円以下の罰金、拘留、科料又は沒收の刑に處することができる。  
一、第一條又は第十一條の検査を受けない紙を授受し又はこれを移出し若しくはこれをなさんとしたもの

二、第十三條又は第十四條の職務執行を拒み若しくは妨けたもの  
三、不正の手段を施し若しくは虚偽の申告をして検査を

00982

受けたもの又は検査を免れる目的で不正の行爲をなしたもの

四、故意に検査済の紙に對し不正の行爲をなしたもの  
五、前各號の行爲を教唆し又は幫助したもの

第二十六條 この條例による義務者はその代理人、家族、同居人、傭人その他の従業者がこの條例規定の違反したときは自己の指揮によらなかつたとの理由で處罰を免れることはできない。

第二十七條 この條例に規定した罰則は法人に在つては理事その他の代理人に未成年者又は禁治産者に在つてはその法定代理人にこれを適用する。但し營業について成年者と同一の能力を有する未成年者についてはこの限りでない。

附 則

第二十八條 昭和二十三年一月一日以後において鳥取縣令第七十六號鳥取縣紙検査規則に準じ検査を受けた和紙はこの條例により検査を受けたものと看做す。  
第二十九條 この條例は公布の日からこれを施行する。

第一號様式

第 號  
鳥取縣紙検査吏員之證  
職 氏 名

年 月 日 縣印  
交 付

第二號様式



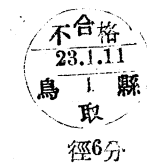
合 格 印 數字は検査吏員符合とす

00983

第三號樣式

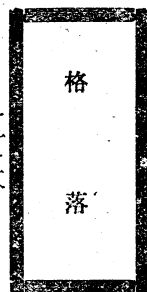
不合格印

數字は検査員符號とす



第四號樣式

格落印



一寸五分

第五號樣式

紙検査請求書

左記の通り検査を受けたいので申請致します

年 月 日

鳥取縣 郡市 村町

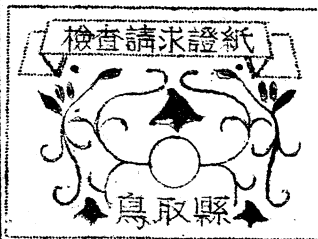
受檢者 組合又は氏名印

鳥取縣知事宛 記

品名種別	數量	單價	販賣價格	検査手数料 (販賣價格の百分の三)	製造者氏名	所在地	備考
澆號品							
澆號品							
計							

第六號樣式

七分



00984

28000

(口)

備考 様式中「検査請求證紙」の文字は夫々の刷色の中に白で現はす



一寸五分

一寸二分

- 一、證紙ノ型ハ大小二種トナン大型ニハ圓單位小型ニハ錢單位ノ金額ヲ記入ス
- 二、證紙中羅馬數字ハ大型ノモノニアリテハ籠字ニ斜線ヲ引キ小型ノモノニアリテハ數字ヲ籠字トス
- 三、證紙ハ大イサハ様式(イ)及(ロ)ニ表示スル寸法トス

四、證紙ハ次ノ如ク區別ス

額面	型	刷色
一 錢	小型	赤
五 錢	同	草
一 圓	同	紫
五 圓	同	黑
一 圓	大型	赤
五 圓	同	草
一 圓	同	紫
五 圓	同	黑

第七號樣式 検査請求證紙請求書

種類	數量	金額	交付金額	差引金額
壹錢				
五錢				
拾錢				
五拾錢				
壹圓				
五圓				
拾圓				
計				

右請求致します

年 月 日

證紙賣捌人住所

氏

名

印

鳥取縣知事宛

第八號様式

紙検査請求證紙受拂簿

年月日	證紙種類別	受入数量	拂出数量金額	現在数量	取扱者印	渡先	備考

鳥取縣條例第二十二號

鳥取縣水産製品検査條例を次のように定める。

昭和二十三年三月三十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣水産製品検査條例

第一條 この條例において水産製品とは次に掲げる品目をいふ、水産製品検査員（以下この條例において検査員という）とは水産製品検査に従事する技師及び検査事務囑託をいう。

- 一、水産動物質肥料
- 鱈及鯖粕
- 其の他魚粕
- 魚荒粕
- 其の他水産動物質肥料
- 水産動物質粉末肥料

二、ふのり

第二條 本縣内において生産した水産製品は知事の定める検査標準により荷造結束をし且つこの條例による検査を受けなければこれを製造場外に搬出し又は現在所から移動してはならない。但し次の各號の一に該當するものはこの限りでない。

- 一、官公署において調査又は試験研究に供するもの
- 二、法令の規定により官公吏に引渡すもの

三、博覽會、共進會、品評會等に出品するもの

四、特別の事由により検査免除の承認を受けたもの

第三條 縣外において生産した水産製品であつてもこれを生産した都道府縣の検査を受けないもの又は検査を受けたもので證票のないもの若しくは証票があつてもその荷造を改装したものはこれを縣内において生産したものとみなす。

第四條 検査済水産製品であつても次の各號の一に該當するものは更に検査を受けなければこれを製造場外に搬出し又は現在所から移動してはならない。

- 一、荷造結束を改め又は毀損したもの
- 二、検査等級印、検査証票又は検査証が不明となつたもの

三、検査證票若しくは検査證を毀損し又は亡失したものの

- 四、容量又は重量に著しい増減があつたもの
- 五、虫害、鼠害を受けたもの
- 六、變質したもの

第五條 検査は知事の定める検査標準によりこれを行いその等級を次のように定める。

- 一、水産動物質肥料 合格(上、並) 不合格
- 一、ふのり 合格(上、並) 不合格

第六條 検査は水産製品の製造場又はその現在所において検査員がこれを行う。但し知事が必要があると認めるときは別に検査所を指定することができる。

検査員がその職務を行うときは様式第一號の水産製品検査員證を携帯しなければならない。

第七條 検査員は自己に直接利害關係がある者が所有し又は占有する水産製品の検査を行うことができない。

第八條 検査は日出から日没までの間において申請の順序によりこれを行う。但し特別の事由がある場合はこの限りでない。

第九條 検査を受けようとする者は様式第二號の検査申請書を検査員を経由して知事に提出しなければならない。但し特別の事由がある場合は口頭で申請することができる。

第十條 受検者は別に定める規定により検査手数料を納付しなければならない。

第十一條 受検者又はその代理人は検査員の指揮に従つて検査に立會わなければならない。受検者は検査のため必要な特別の費用及び勞力はこれを負擔しなければならない。

第十二條 検査員が検査を行ったときはその種類に應じ次の各號によつて處理しなければならない。

一、水産動物質肥料、ふのりは第三號様式の等級印を包装の要部に押捺し第四號様式の検査證票を受検者に交付する。

二、受検者は検査済品毎に交付を受けた検査票に住所氏名又は名稱若しくは商號を記載の上結付しなければならない。

第十三條 検査の結果につき異議があるときは受検者又は利害關係人は検査終了の日から起算して七日以内に様式第五號の請求書を知事に提出し再検査を請求することができる。

再検査の請求はその前検査を行った検査員を経由しなければならない。再検査の決定に對しては異議を申立てることができない。

第十四條 前條の規定による再検査の結果前検査と同一の決定があつたときは更に第十條の規定による検査手数料を納付しなければならない。

第十五條 検査員が必要があると認めるときは検査済品につき再検査を行うことができる。

前項の再検査を行うべき旨の通知を受けた者はその検査を終了するまで水産製品を現在所から移動することができない。

第十六條 検査又は再検査により損害を生ずることがあつても縣はその賠償の責を負わない。

第十七條 第二條第四號の検査免除を受けようとする者は様式第七號の検査免除願を知事に提出しなければならない。

らなす。

知事検査を免除したときは様式第八號の検査免除證を交付しその水産製品に對しては様式第九號の検査免除印を押捺する。

第十八條 水産製品にはこの條例による検査免除印、検査等級印、乾度別検査済印、検査證票又は検査證紙類似のものを押捺結付又は密着してはならない。

第十九條 検査等級印を押捺した包装材料は検査員の検閲を受けその印を抹消したものでなければこれを再び水産製品の包装に使用してはならない。

第二十條 運送業者又は運送取扱業者はこの條例により検査を受けない水産製品の運送又は運送取扱をしてはならない。

第二十一條 検査員はこの條例に違反する事實があると認めるときは水産製品の現住所に臨検し帳簿の査閲をし、必要があると認めるときは水産製品の保管運搬若しくは輸送の停止を命じ又は期日及場所を指定してその逆送を命ずることができる。

第二十二條 次の各號の一に該當する者は五百圓以下の罰金又は拘留若しくは科料に處する。

一、第二條、第四條又は第十八條乃至第二十條の規定に違反した者

二、第二十一條の規定による臨検若しくは帳簿の査閲を拒み又は命令に従わない者

三、不正の手段により検査若しくは検査の免除を受け又は受けようとした者

四、不正の目的で検査免除印、検査等級印、乾度別印、検査済印、検査證紙を塗抹、改竄、毀棄若しくはその他の方法により無効にした者

五、検査済製品の重量を減じ又は内容を變更した者

第二十三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關し前條の違反行為をしたときは行為者を罰する外、その法人又は人に對して同條の罰金刑を科する。

附 則

第一條 この條例は昭和二十三年一月一日からこれを適

用する。

第二條 この條例施行前鳥取縣水産製品検査規則（以下この條例において舊検査規則という）に基き検査又は検査免除を受けた水産製品はこの條例に基き検査又は検査免除をなしたものとみなす。

第三條 この條例施行の際現に舊検査規則に基き申請請求又は出願中のものはこの條例の該當規定により申請し、請求し又は出願したものとみなす。

第四條 この條例に規定する様式については當方の間舊検査規則に規定する様式を以つてこれに代えることが出来る。

第一號様式

検査吏員證（厚紙白紙）

第 號  
官職 氏 名  
水産製品検査吏員證

鳥 取 縣

縦 九 糎  
横 五・五 糎  
證票の表面に  
は縣印を押捺  
する

第二號様式

検査申請書

水産製品検査申請書

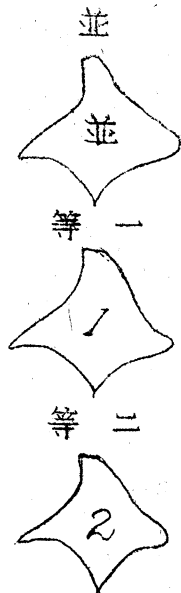
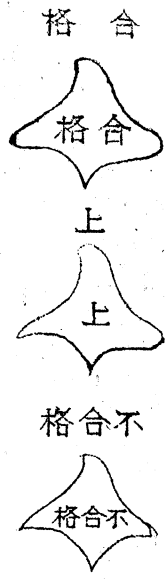
證紙内譯
壹 錢 枚
五 錢 枚
拾 錢 枚
五 拾 錢 枚
壹 圓 枚
五 圓 枚
拾 圓 枚
計

一、品名	
二、數量	
三、受檢地	郡 町 村 番地
四、受檢希望日時	年 月 日 午 前 時
五、生産者	氏 名
六、仕向地	
七、手数料	金 圓 錢
検査終了年月日	年 月 日
鳥取縣知事 受檢者 氏 名	年 月 日 年 月 日

いならなばれけなし付貼を紙證に面裏

第三號様式

検査等級印

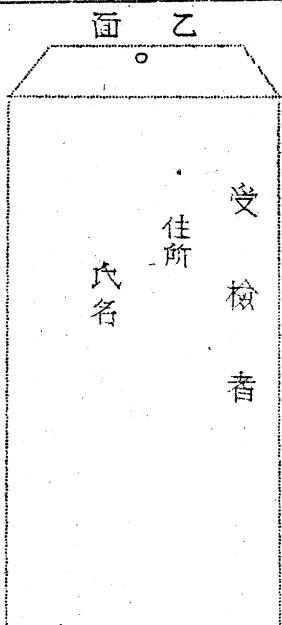


毛 判  
高 一〇 糎  
横 一五 糎

等級印の肉色は黒色とする

第四號様式

検査證票（厚質紙）



00991

様式第五號

再検査請求書

水産製品再検査請求書

一、水産製品の種類

二、個数及重量

三、検査を受けた年月日

四、理由

右再検査相成るよう申請します

年 月 日

住所

氏

名

鳥取縣知事殿

様式第六號 消印



イの長さ

ロの長さ

ハの長さ

四種

四種

五耗

様式第七號

検査免除願

水産製品検査免除願

一、水産製品の種類、荷造数量及重量

二、水産製品の所在地

三、理由

右検査免除の御許可相成るようお願いたします。

年 月 日

住所

氏

名

鳥取縣知事

殿



イの長さ

ロの長さ

ハの長さ

八種

八種

一種

00992

様式第八號

検査免除證

鳥取縣

様式第九號による検査免除印捺捺箇所

品名	製造年月日
個数及重量	生産者住所
氏名	住所

七種

様式第九號

検査免除印

直径 四種

ゴム印



鳥取縣條例第二十三號

鳥取縣水産製品検査條例に基く検査標準を次のように定

昭和二十三年三月三十一日  
鳥取縣知事 西尾 愛治

第一條 鳥取縣水産製品検査條例に基く検査標準

一、鰯及鯖粕

品位	検査事項	検査等級	検査標準
煮熱適當品質色澤及香氣良好で夾雜物のないもの	品質色澤及香氣良好で夾雜物のないもの	上等	品質不良なもの若しくは適合しないもの
品質色澤及香氣良好で夾雜物のないもの	品質色澤及香氣良好で夾雜物のないもの	並格	品質不良なもの若しくは適合しないもの
品質色澤及香氣良好で夾雜物のないもの	品質色澤及香氣良好で夾雜物のないもの	下等	品質不良なもの若しくは適合しないもの

重量 鯿及鯖粕の標準に同じ

三、魚荒粕

検査事項	等級別標準	
	上等	並格
品位	品質色澤及香気良好で夾雑物の混入がないもの	品質不良なもの
重量	鯿及鯖粕の標準に同じ	品質不良なもの

重量 鯿及鯖粕の標準に同じ

四、其の他水産動物質肥料

検査事項	等級別標準	
	上等	並格
品位	品質色澤良好で夾雑物の混入がないもの	品質不良なもの
重量	鯿及鯖粕の標準に同じ	品質不良なもの

一、吠の正味重量四五疋(一二貫)及三七、五疋(十貫)を標準とする吠は良質のもので内容物脱漏の虞がないものを用い掛繩は縦三箇所横二箇所に各二條の掛繩とする

二、該品に結着する検査證書の表面には品名正味重量及生産者住所氏名又は名稱を明示すること

五、水産動物質粉末肥料

検査事項	等級別標準	
	上等	並格
品位	これと混入するもの	品質不良なもの
重量	鯿及鯖粕の標準に同じ	品質不良なもの

一、鯿、鯖、鰯又はこれを混入するもの

二、魚類を原料とするもの

三、魚類以外の水産動物を原料とするもの

四、魚類を原料とするもの

五、魚類を原料とするもの

六、魚類を原料とするもの

七、魚類を原料とするもの

八、魚類を原料とするもの

九、魚類を原料とするもの

十、魚類を原料とするもの

重量 鯿及鯖粕の標準に同じ

三、魚荒粕

検査事項	等級別標準	
	上等	並格
品位	品質色澤及香気良好で夾雑物の混入がないもの	品質不良なもの
重量	鯿及鯖粕の標準に同じ	品質不良なもの

重量 鯿及鯖粕の標準に同じ

四、其の他水産動物質肥料

検査事項	等級別標準	
	上等	並格
品位	品質色澤良好で夾雑物の混入がないもの	品質不良なもの
重量	鯿及鯖粕の標準に同じ	品質不良なもの

一、吠の正味重量四五疋(一二貫)及三七、五疋(十貫)を標準とする吠は良質のもので内容物脱漏の虞がないものを用い掛繩は縦三箇所横二箇所に各二條の掛繩とする

二、該品に結着する検査證書の表面には品名正味重量及生産者住所氏名又は名稱を明示すること

六、ふのり

検査事項	等級別標準	
	上等	並格
品位	原産品質良好乾燥充分土砂塵芥雜藻の混入しないもの	品質不良なもの
重量	一俵の正味重量三七、五疋(一〇貫)を標準とする	品質不良なもの

一、一俵の正味重量三七、五疋(一〇貫)を標準とする

二、一俵の正味重量三七、五疋(一〇貫)を標準とする

三、一俵の正味重量三七、五疋(一〇貫)を標準とする

四、一俵の正味重量三七、五疋(一〇貫)を標準とする

五、一俵の正味重量三七、五疋(一〇貫)を標準とする

六、一俵の正味重量三七、五疋(一〇貫)を標準とする

七、一俵の正味重量三七、五疋(一〇貫)を標準とする

八、一俵の正味重量三七、五疋(一〇貫)を標準とする

九、一俵の正味重量三七、五疋(一〇貫)を標準とする

十、一俵の正味重量三七、五疋(一〇貫)を標準とする

第二條 水産製品の包装又は荷造に使用する材料は次の各號によらなければならない。

- 一、 蕨は良質の新品を用うるもの
- 二、 繩は強靱な新品を用うるもの
- 三、 箱は堅牢にして充分乾燥したるもの

附 則

この検査標準は昭和二十三年一月一日からこれを適用する。

鳥取縣水産製品検査手数料條例

鳥取縣水産製品検査手数料條例を次のように定める。

昭和二十三年三月三十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣水産製品検査手数料條例

品 目	単位	検査手数料
鯿及鯖粕	十貫につき	九二錢
其の他魚粕	同	同
魚荒粕	同	同
其の他水産動物質肥料	同	同
水産動物質粉末肥料	同	同
ふのり	同	一〇圓八〇錢

第二條 検査手数料は様式第一號の鳥取縣水産製品検査手数料収入證紙(以下この條例において證紙という)を検査申請書に貼付して納付しなければならない。

第三條 既納の検査手数料はいかなる理由があつてもこの



00995

れを還付しない  
 第四條 毀損し汚損し又は消印を押捺し若しくはその痕跡がある證紙はこれを使用することができない  
 第五條 證紙の區分は次の七種とし鳥取縣水産業會にその賣捌をさせる

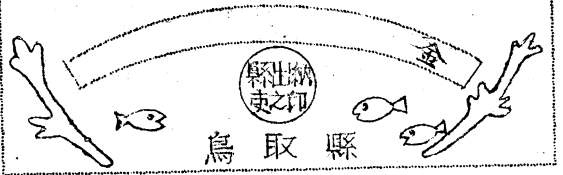
壹	錢證紙	地色橙
五	錢同	同青
拾	錢同	同赤
五拾	錢同	同綠
壹	圓同	同紫
五	圓同	同茶褐
拾	圓同	同桃

第六條 賣捌人は所要證紙を様式第二號の請求書により知事に請求し現金で引換にその交付を受けなければならぬ  
 第七條 賣捌人に對する證紙賣捌手数料は證紙額面の百分の三とし證紙の交付都度これを交付する  
 第八條 賣捌人は證紙額面金額で證紙の賣捌をしなければならぬ

ばならない  
 第九條 賣捌人は見易い場所に様式第三號の標札を掲げなければならない  
 附 則  
 この條例は昭和二十三年一月一日からこれを適用する様式第一號

證 紙

水産製品検査手数料證紙



縦 一五糎  
 横 三七糎

00996

10000

様式第二號

水産製品検査手数料證紙交付請求書 (半紙判)  
 證紙の種類及數量

種類	數量	金額	備考
----	----	----	----

右水産製品検査手数料證紙の請求を致します

年 月 日

鳥取縣知事

様式第三號

鳥取縣水産製品検査手数料證紙賣捌所

鳥取縣條例第二十五號

横生産検査手数料徵收條例を次のように定め公布の日からこれを施行する

昭和二十三年三月三十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

横生産検査手数料徵收條例

第一條 横生産検査規則第十六條による手数料は一頭に於て貳拾圓とする

第二條 前條の手数料は検査を受けるときに納付しなければならぬ  
 附 則

昭和二十三年十二月鳥取縣條例第九號因伯牛横生産検査手数料條例はこれを廢止する

鳥取縣條例第二十六號

鳥取縣桑苗検査手数料徵收條例を次のように定める

昭和二十三年三月三十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣桑苗検査手数料徵收條例

第一條 鳥取縣桑苗検査施行手續第九條による手数料は十本に付金拾錢とする

第二條 前條の手数料は検査請求の際これを納付しなければならぬ  
 第三條 既に納付した手数料はこれを還付しない

00997

附則

この條例は昭和二十三年一月一日からこれを適用する

訓令

鳥取縣訓令甲第六號

各部 各公 職 業 安 定 所 長

昭和二十一年十月鳥取縣訓令甲第三十六號鳥取縣旅費支給規則は昭和二十三年二月二十九日限りこれを廢止する

昭和二十三年三月三十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

告 示

鳥取縣告示第四百四十四號

氣高郡正條村を浜村町とし、昭和二十三年四月一日から施行する

昭和二十三年三月三十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣告示第四百四十五號

昭和十九年七月鳥取縣告示第三百八十九號鳥取縣工業指導所規程を次のように改め昭和二十二年十一月一日からこれを適用する。

昭和二十三年三月三十一日 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

「鳥取縣工業指導所規程」を「鳥取縣工業試驗場規程」に改める

鳥取縣告示第四百四十六號

鳥取縣工業試驗場の位置を次のように定め昭和二十二年十一月一日からこれを適用し、昭和十九年七月鳥取縣告示第三百九十七號鳥取縣工業指導所位置はこれを廢止する

昭和二十三年三月三十一日 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣工業試驗場 鳥取市西町三百七十三番地

製紙部 同 岩美郡津ノ井村大字桂木二百六十番地

窯業部 同 岩美郡中濱村大字新代八十六番地

染織部 同 鳥取市西町三百七十三番地

木工部 同

醸造部 同

昭和二十三年三月三十一日印刷  
昭和二十三年三月三十一日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)  
第三種郵便物認可

鳥取縣鳥取市市見 發行所  
鳥取市東町 印刷所